

(件名) 「鹿児島県教育委員会に、2024年5月8日に『小学校教科書採択のための参考資料』を差し替えたことを撤回し、2023年9月1日に閲覧できたものをもどし、2024年5月8日に差し替えたものを、理由をそえて、追加するように勧告することを求める」陳情

陳情の趣旨

- 1 公文書の閲覧は、行政機関と県民との信頼関係のもとに行われるものである。
- 2 今まで閲覧できた公文書が、何の告知もなく、また、理由も知らせずに差し替えることはあってはならないことである。それは信義信則に反する行為であり、行政機関の裁量権の乱用にあたる。
- 3 鹿児島県教育委員会は「採択のための参考資料」を作成している。
- 4 鹿児島県教育委員会が、県教科用図書選定審議会で提案したものによると「採択のための参考資料」は、採択権者が行う採択に関する事務についての指導、助言又は、援助の役割を果たす際の参考資料と位置づけている。
また、県教科用図書選定審議会は、「採択のための参考資料」を十分に活用することとしている。
- 5 2023年9月1日に、県政情報センターで閲覧できた「採択のための参考資料」は、従来とは異なる形式になっていた。2種類の線が引いてあった。
- 6 2023年度採択では、小学校の国語・社会・算数・理科の教科書が県内同一のものだった。2種類の線の合計とその教科書が一致した。
- 7 2023年9月1日から2024年5月7日まで、それが閲覧できた。
- 8 ところが、鹿児島県教育委員会は、2024年5月8日、何の告知もなく、また、理由も知らせずに、従来の形式のものに差し替えをした。
- 9 これでは、2023年9月1日から2024年5月7日までに閲覧したものと、5月8日以降に閲覧したものととの間に、「採択のための参考資料」についての認識が異なる可能性がでてくる。
- 10 認識が異なる可能性を回避するために、鹿児島県議会が、「鹿児島県教育委員会に、2024年5月8日に『採択のための参考資料』を差し替えたことを撤回し、2023年9月1日に閲覧できたものにもどし、2024年5月8日に差し替えたものを、理由をそえて、追加するように勧告する」ことを求める。
- 11 これは、2024年3月22日、「鹿児島県公文書等の管理に関する条例」を制定した鹿児島県議会の責務と、提出者は判断する。

(義務教育課)